

◎新潟県告示第1103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する第18条第17項の規定により、新潟市の信濃川下流土地改良区連合から次のとおり役員が就退任した旨の届出があった。

令和2年10月9日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	新潟市南区上木山51番地	丸山 久夫 (理事長)
〃	〃 南区大郷621番地	遠藤 徹
〃	〃 南区茨曾根4994番地	小林 隆夫
監事	〃 南区小蔵子2037番地4	片野 秀雄
就任年月日	令和2年9月18日	

2 退任

理事	新潟市南区松橋23番地	田村 兵一 (理事長)
退任年月日	令和2年8月31日	
理事	新潟市南区小蔵子2037番地4	片野 秀雄
〃	〃 南区新飯田391番地	中川 卓
監事	〃 南区上木山51番地	丸山 久夫
退任年月日	令和2年9月17日	